

## 日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業実施要領

制定 令和8年4月1日  
令和7年 日環第3150号伺定

### (目的)

第1条 この要領は、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、事業の適切な実施に資することを目的とする。

### (地域活動団体等の活動における自治会等の合意)

第2条 日田市全域を活動場所としている地域活動団体等が、助成金の交付を受けようとするときは、活動しようとする当該地域の自治会等の合意を得なければならない。

### (管理する飼い主のいない猫の報告)

第3条 地域活動団体等は、市長から管理する飼い主のいない猫の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

### (不妊去勢手術申出の頭数上限)

第4条 地域活動団体等は、要綱第10条の規定により不妊去勢手術の申出をする場合、1回の申出に係る猫の手術頭数は、性別にかかわらず5頭までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (不妊去勢手術申出の受付停止)

第5条 市長は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出を先着順に受け付けるものとし、当該申出に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認めるとき、又は公平な不妊去勢手術の機会を確保するため必要があると認めるときは、当該申出の受付を停止することができる。

### (捕獲器の貸出し)

第6条 市長は、不妊去勢手術に係る地域猫の捕獲のため、地域活動団体等に対して、無償で捕獲器の貸出しを行うものとする。ただし、地域活動団体等は、捕獲器の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 捕獲器は、地域猫の不妊去勢手術の実施を目的として使用し、営利目的には使用しないこと。

- (2) 使用の際は使用の目的を明示し、動物虐待行為ではないことを明らかにすること。
- (3) 使用の際は常時人が立ち会い、捕獲器を放置しないこと。
- (4) 使用の際は十分に注意を払い、猫を傷つけることがないようにすること。
- (5) 使用の際は捕獲器を適正に取り扱い、他への障害とならないように安全に配慮すること。
- (6) 返却時には捕獲器を洗浄すること。
- (7) 捕獲器を亡失又は損傷した場合は、速やかに日田市に連絡をし、協議の上、必要な場合は弁償すること。
- (8) 捕獲器の譲渡、処分又は転貸は行わないこと。
- (9) 捕獲器の返却について、手術終了後は速やかに日田市に返却するものとし、遅くとも手術終了後から14日以内に返却すること。